

栗原市 特別養護老人ホームの特例入所者の取扱いについて

平成27年7月6日
栗原市市民生活部介護福祉課

1 入所申込み時における栗原市（保険者）への報告と意見照会

- (1) 施設は、要介護1又は要介護2の方から入所申込みがあった場合には、入所申込者に対して、入所申込書に居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない理由を記載するよう求めること。
- (2) 施設は、要介護1及び要介護2の方から入所申込みを受けた場合、以下の書類を添えて栗原市（保険者）に報告するとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するかどうかについて意見を求めること。

【報告時の必要書類】

- ①特例入所者についての意見照会書（入所申込時）[様式1]
- ②入所申込書写し[各施設の様式]
- ③入所希望者調書写し[各施設の様式]

※上記②、③については、宮城県が示す様式（入所規定参考例内様式）に準じたものを使用することが望ましいが、法人及び施設の事情により、すぐに様式を変更することが難しい場合は、これに準じる内容を含むもので報告すること。

- (3) 栗原市（保険者）は、(2)の意見照会に対し、施設からの上記報告を受け、保険者としての意見を文書[様式2]で回答する。

【特例入所対象者と認められる者】

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2 特例入所対象者の入所決定時における栗原市（保険者）への報告

施設は、入所検討委員会において、栗原市（保険者）の回答を踏まえ、入所についての判断を行うとともに、入所を決定した場合は特例入所者として栗原市（保険者）へ報告すること。

※報告は任意様式による文書で行う。

担当：栗原市 市民生活部 介護福祉課 介護保険係
電話：0228-22-1350（直通）